

新旧対照表

傍線部は追加・修正

旧	新
(目的) 第1条 中央区における地域福祉の推進に向け、次に掲げる事項について、専門的な意見を求めるために、中央区地域福祉専門会議(以下「専門会議」という。)を開催する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (委員) 第2条 委員は、別表に掲げる区内で福祉に関する公益活動を行う団体等から推薦された者及び学識経験、福祉に関する専門知識を有するもので区長が適当と認めた者で構成する。 2 委員の任期は2年とする。 3 委員は再任を妨げない。また、欠員によって就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 (議長) 第3条 (略) (会議の招集) 第4条 (略)	(目的) 第1条 中央区における地域福祉の推進に向け、次に掲げる事項について、専門的な意見<u>及び区民の意見を反映させることを目的として、</u>中央区地域福祉専門会議(以下「<u>会議</u>」という。)を開催する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (委員) 第2条 委員は、別表に掲げる区内で福祉に関する公益活動を行う団体等から推薦された者、<u>公募により選定する者</u>及び学識経験、福祉に関する専門知識を有する<u>者</u>で区長が適当と認めた者で構成する。 <u>2 公募により選定する委員は若干名とする。</u> <u>3 公募により選定する委員は、別に定めて公示する地域福祉専門会議委員公募手続事務要領により、選考の結果に基づき選定する。</u> <u>4</u> 委員の任期は2年とする。 <u>5</u> 委員は再任を妨げない。また、欠員によって就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 (議長) 第3条 (略) (会議の招集) 第4条 (略) <u>(会議の公開等)</u> <u>第5条 会議は公開するものとする。ただし、会議の内容に個人情報など、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)第7条各号に定める</u>

	<u>非公開情報が含まれる場合、その他公開が適当でないと区長が判断する場合は非公開とする。</u> <u>2 会議(非公開とした場合を除く。以下同じ)を開催する場合は、当該会議開催日の3営業日前までに、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。</u> <u>(会議の傍聴)</u> <u>第6条 区長は、希望する者に対して以下の各号に掲げるとおり会議の傍聴を認めるものとする。</u> <u>(1) 会議の開催の都度、あらかじめ傍聴を認める定員を定める。</u> <u>(2) 傍聴者に会議資料を配付するものとする。ただし、公表に適しない情報が記録されているものについては、配付しない。</u> <u>(3) 会議を円滑に運営するため、会議において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努める。</u> <u>2 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、区長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。</u>
(会議の庶務) 第5条 専門会議の庶務は、保健福祉課において処理する。 (その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に必要な事項は区長が定める。 附 則 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。	(会議の庶務) 第7条 専門会議の庶務は、保健福祉課において処理する。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に必要な事項は区長が定める。 附 則 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、中央区地域福祉ビジョン策定会議開催要綱(平成 28 年 12 月 1 日施行)は廃止する。 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。	2 この要綱の施行に伴い、中央区地域福祉ビジョン策定会議開催要綱(平成 28 年 12 月 1 日施行)は廃止する。 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 <u>4 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。</u>
--	--